HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	あつかいが厄介なこと : 教育基本法改正推進本部の設置と全国的な学力調査に関する報告
Author(s)	大野, 栄三
Citation	理科教室, 49(7), 102-103
Issue Date	2006-07
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16866
Type	article (author version)
File Information	rika49-7.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

あつかいが厄介なこと

―教育基本法改正推進本部の設置と全国的な学力調査に関する報告―

大野栄三（北海道大学大学院教育学研究科）

１．大山鳴動して、厄介な鼠一匹

憲法記念日の 5 月 3 日の夜に、web サイト（http://www.cine.jp/）で「映画　日本国憲法」（ジャン・ユンカーマン監督作品）が無料配信されていました。米国人識者たちが、観念的な論議ではなく、憲法 9 条のリアルな評価を踏まえた護憲論を展開しているのが印象的でした。興味のある方は、映画の公式サイト（http://www.cine.co.jp/kenpo/）にアクセスしてください。

本稿執筆時、教育基本法改正案が衆議院本会議において審議に入りました。教育基本法を変更する理由は文部科学省のwebページで読むことができます[1)]。そこには、「我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、時代の要請にこたえる我が国の教育の基本を確立するため」とあります。これだけでは観念的でよくわかりません。高度成長期から続く受験競争、校内暴力、その後のいじめや不登校の問題と、これまでも教育をめぐる諸情勢は変化してきました。今、どのような情勢変化が理由で教育基本法を変更しなければならないのでしょうか。新しい時代を迎えたのだから変えよう、そうすれば教育はよくなるはずだという本末転倒した論法は厄介なものです。この国の教育をこう改善しようというヴィジョンと具体的な教育施策が国民の中からいくつも出され、それらを実現するためにはどうしても教育基本法を変えなければとつながるのが本来の道筋です。

教育基本法改正案では、「我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」という教育の目標が問題となっています。そうした態度の具体的指導について、文科相は「現行の学習指導要領から大幅に変更するものではない」と述べたと報道されています。また現行法で 9 年と定められている義務教育期間が改正案では削られている理由について、関係者は将来の延長も視野に入れてのことと回答しているそうです。この程度のことならあわてて法を変える必要はありません。

文部科学省は、「教育基本法改正に向け、十分な体制を整えるため」として、教育基本法改正推進本部を 5 月 8 日に設置しました。この本部の役割が教育基本法変更に合わせて都合の良い教育施策の検討を始めることでしかないのなら、まったくもってさみしい話です。大山が観念的に鳴動し、出てきたのが愛国的な態度の評価という厄介な鼠一匹では、教育現場が混乱するだけです。

２．多様化路線の行き着く先

将来は義務教育になるのかどうかわからない高校ですが、4 月 11 日に、中央教育審議会・

初等中等教育分科会・教育課程部会高等学校部会（第 1 回）が開催されました。高校の多様化を踏まえた上で生徒が共通に履修すべき教科・科目のあり方等が審議の論点として挙げられています。高校の歴史的変遷と現状を示す統計資料を含む会議配布資料がwebサイトに掲載されています[2]。たとえば全日制課程の科目開設校の割合を示す統計によれば、普通科の理科では 6 割以上が理科総合Ａ（理科基礎、理科総合Ａ・Ｂから 1 科目必履修）を 1 年次に開設しています（本誌 2005 年 10 月号特集「高校理科の諸問題」も参照のこと）。

中央教育審議会・教育課程部会におけるこれまでの意見から、高校教育関係のものをまとめた配布資料が web サイトに掲載されています。「多様化路線はもっと進めるべき」「学力差が広がることは現実問題として仕方がない」「高等学校は生徒の多様化に対応していく必要がある」「高等学校の多様化を進めないと子どもたちに対応できない」というように、教育問題への対応策として高校の多様化をクローズアップする意見が目につきます。「進学校がある一方で，理解の遅れた生徒に小学校段階の内容から教え直す学校もあるというように，質的に多様化させていかないといけない」という意見もあります。高校多様化路線の行き着く先が、入試難易度でランク付けされた高校の現状の追認と、習熟度別学習等で生じた義務教育段階の学力差を多様化した高校によって吸収しうやむやにする仕組みの整備となってしまっては問題です。今後の審議に注目したいと思います。

３．厄介な情報

文部科学省が行う全国的な学力調査については、平成 2007 年度 4 月 24 日（火）の実施を予定とすることが発表されています。対象学年は小学校第 6 学年と中学校第 3 学年（原則として全児童生徒）で、実施教科は、国語、算数（小学校）および国語、数学（中学校）です。あわせて学習意欲や生活習慣等の質問紙調査も実施されます。全国的な学力調査の実施方法等に関する専門家検討会議から報告「全国的な学力調査の具体的な実施方法等について」（2006 年 4 月 25 日）が提出され、webサイトに掲載されています[3]。

報告書によれば、一定以上の教育水準が確保されているかどうかを把握し、国民への説明責任を国が果たすために学力調査が実施されます。調査結果の公表については、序列化や過度の競争を引き起こさないために国が公表するのは都道府県単位までとし、市区町村単位については、「地域の規模等に応じたまとまりごとに、例えば、大都市(政令指定都市及び東京 23 区)、中核市、その他の市、町村の状況を公表する」とあります。都道府県の対応は、原則として国における公表レベルや内容と同等が適当とされています。他方で、調査結果の返却は、「各市区町村に対しては，域内の学校単位の状況が把握できる調査結果を返却」「具体的な教育活動を実施する各学校に対しては，学級単位及び児童生徒ごとの状況が把握できる調査結果を返却」するとされており、各地域の教育関係機関は調査結果の情報を組織的かつ厳格にコントロールしなければなりません。インターネット技術や web が急速に「進化」する社会で、あつかいの厄介な情報がつくられようとしています。

１）教育基本法改正推進本部の設置については http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/houan.htm
２）中央教育審議会・初等中等教育分科会・教育課程部会高等学校部会（第１回）については http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/028/06041807.htm

３）報告書は http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/index.htm からダウンロード可
（以上の URL へのアクセスは、すべて 2006 年 5 月 20 日に確認）